



令和4年12月8日

愛知県教育委員会教育長 殿

住所 [REDACTED]

団体名 スマイルあいち

代表 近藤花菜 飯田英理子 西尾沙耶香  
[REDACTED]

人権を尊重されるべき子どもと子の第一義的責任を有する保護者に、  
学校でのマスク着用の全般に関して主体的に判断する権利があることに留意し、  
発達と成長への観点から家庭に再考の機会を設け、  
併せてマスクに起因するいじめや差別の未然防止に取り組むことを求める請願

## 1. 請願の趣旨

2020年からのコロナ禍と呼ばれる現状において、本請願の主旨であるマスク着用に関しては、感染症対策として、メリット・必要性などが繰り返し強調されておりました。一方で熱中症以外のデメリットについての意見や着用による弊害を回避するための取組は、感染症対策の徹底が強く要請される情勢であるためか、地方自治体もメディアも積極的に扱うことは、多くありませんでした。

学校等においてもマスクの着用は法的に任意であり、義務や強制ではない、推奨やお願いであることは、文部科学省も、県や市町村の教育委員会も、学校も、個別の口頭での問い合わせに対して明確に肯定しております。しかし、愛知県教育委員会においては、本年11月に口頭確認したこと、それらが文書に明記されたり、保護者まで届くようにアナウンスがされたりしたことはないとのことでした。

弊害についても同様です。厚生労働省のアドバイザリーボードや愛知県教育委員会の会議にて請願審議の際に言及されるものの、小学校以上の子どもたちに対しては、熱中症以外の事象について保護者に愛知県から注意喚起されることはありませんでした。しかし、弊害として、頭痛や皮膚炎など様々な健康被害があることは私たちの子どもの事例から事実であると言えます。また脳科学者等からは、子どもの脳へのリスクや社会性の発達への影響について警鐘が鳴らされています。

マスク社会で育った子どもたちの心身への弊害と成長の機会損失がどの程度であり、それがもたらす社会全体への影響の有無や度合いは誰にもわかりません。2020年の感染症流行当初から小学生以下の子どもにマスクの義務付けをしなかった国もある一方で、日本において今後も子どもたちのマスクの着用を継続することは、壮大な社会実験さながらとの声も識者等より上がっております。

昨日 29 日付けの文部科学省事務連絡においては「児童生徒間のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあること」が認められ、「マスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう」との通知がありました。

しかしながら、本来、人権を尊重されるべき子どもと、子の教育について第一義的責任を有する保護者には、学校生活全般において“マスクの着用をすること、しないことについて”自ら決める権利があることを数々の法令が示しております。内閣官房による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「基本的対処方針」という)」や厚生労働省の通知にも、「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧に周知する」と明示されております。

それにもかかわらず、実際の教育現場においては感染予防効果の検証が乏しいままにマスクによる対策が選択されることが多く、その指導は実質的には義務であることと同じであるため混乱が生じています。マスクをしたくない子、マスクをできない子、マスクによって健康被害が起きた子、障がいのある子などが、学校にマスクなしを認められなかつたり、マウスシールドなどの代替品の着用を事実上強いられたり、申し出ることさえ憚られたり、教師から差別的な対応や距離・会話の制限を受けたり、周囲の児童生徒にいじめられたりするなど、辛い目に遭ってきました。保護者や議員が声をあげることなどにより理解の進んだ地域もありますが、今も実質的な義務やマスクなしでは制限や偏見を受けることは、程度に差はあるども県内各地で継続しております。

教育現場の混乱は、【文書と個別口頭確認】、【推奨と指導】、【国・県・自治体の意図と学校の解釈】など、これらの事柄それぞれにおいて相違が生じていることに起因すると考えます。それらの食い違いによって子どもたちが傷ついたり我慢したりしている現実を是正する、そして今後のいじめなどの発生を未然に防止する方法として、國の方針から逸脱しない範囲において、教育基本法などの法令に基づき、保護者と子どもの権利をマスク着用の判断について認め、それを保護者と子どもに知らせることを要望いたします。

先行する事例として、全国各地の教育委員会において、児童生徒や保護者、地域住民に対して、マスクをしない子・できない子がいること、差別や偏見に繋がらないようにすることへの理解を求める動きが広がっています。市町村では十数件(多摩市(東京都)、和泉市(大阪府)、所沢市(埼玉県)、恵庭市(北海道)、瑞穂市(岐阜県)、福山市(広島県)、葉山町(神奈川県)、石狩市(北海道)、相模原市(神奈川県)、岩国市(広島県)他)あります。埼玉県は「マスクをしていなくても、マスクをしていても」というタイトルでリーフレットの作成と文書による説明を用意しました。また、「マスクに関する届出書」を用意し案内をしている飯塚市(福岡県)もあります。

岩国市は、マスクによるコミュニケーションの阻害がいじめの一因と指摘し、保護者に「子どものマスク」について「心身の成長と発達」の観点から考え、家庭で話し合う機会を設けることを呼び掛け、学校が「ありのままの子どもたちが安心して過ごせる場となるように引き続き取り組んで」いくことを文書に記載し、HPへ掲載しました。

所沢市においては、『教育長雑感「発達」と「成長」の観点から』として、マスクによる発達と成長への懸念を多角的に捉え、それらを踏まえた議論を喚起するなど、教育長からの大変率直なメッセージを発信しておられます。

また、富山市においては、医療と教育が連携した「検討会議」を発足、継続することにより、保護者が適切な判断ができるように情報提供を行い、マスクについては熱中症やコミュニケーションへの影響以外にもデメリットがある可能性について説明なども加えています。

様々な他自治体の取組もご参考にしていただき、愛知県教育委員会からもマスクの常時着用に関して多角的な情報をより公正に発信していただくよう、要望いたします。

以上のことと含め、「資料および考察」にて、マスクについて多方面からの情報を整理し考察しました。それらを根拠に、以下のように請願いたします。

## 2. 請願項目

- (1) 人権を尊重されるべき子どもと子の第一義的責任を有する保護者に、学校でのマスク着用の全般に関して主体的に判断する権利があることに留意し、発達と成長への観点から家庭に再考の機会を設けること。
- (2) ありのままの子どもたちが、今後も安心して過ごせる学校となるように、マスクに起因するいじめや差別の未然防止に取り組むこと。その際、マスク着用に関してもさまざまな事情があることを理解してお互いを尊重し、偏見や差別につながることがないよう繰り返し呼びかけるなど、具体的な施策において行うこと。
- (3) 請願項目(1)(2)について、本年7月にHP掲載および通知、配布された熱中症対策としての文書『学校生活におけるマスクの着用について』と同様の方法によっても、子どもと保護者、地域社会に周知し、理解を求めるこ。

※ 本請願における「子ども」とは、小学生、中学生 および 高校生を指す。

## 【資料および考察】～マスク着用について～

- (1)全般的には推奨、子どもには指導
- (2)教育現場の実状
- (3)高槻市児童死亡事故 その後
- (4)政府、中央省庁、県によるマスク着用に関する文言
- (5)マスクをしない者の人権擁護に関する法令条項
- (6)子どもの人権と第一義的責任についての諸法
- (7)愛知県教育委員会の文書等
- (8)弊害について専門家の見解
- (9)インフルエンザとの重症化率等の比較
- (10)海外の状況
- (11)科学的根拠
- (12)県外自治体の取組
- (13)子どもたちの投票

※文中のアンダーダインは当会の編集によるものです。